

令和2年度 第1回群馬県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時 令和2年9月16日(水)午後1時30分から午後2時40分まで

2 場所 群馬県水産会館 2階会議室

3 出席者

- ・委員 11名 関会長 吉澤会長代理 松元委員 青木委員 戸部委員
佐々木委員 針谷委員 中島委員 佐藤委員 吉江委員
割田委員
- ・群馬県 2名 蚕糸園芸課 課長 土屋真志
水産試験場 場長 原田昌季
- ・事務局 3名 事務局長(水産係長) 小林保博
書記(水産係主幹) 鈴木究真、(水産係主任) 肥留川惇
- ・傍聴者 なし

4 開会

(小林事務局長)

- ・委員11名の出席により、群馬県内水面漁場管理委員会事務規程第7条による成立要件を満たしたため、令和2年度第1回群馬県内水面漁場管理委員会を開催する。

5 あいさつ

- ・群馬県内水面漁場管理委員会 関会長
- ・蚕糸園芸課 土屋課長

6 議事

(関会長)

- ・本日の議事録署名人は、吉澤委員と佐藤委員にお願いしたい。
- ・議題1「群馬県漁業調整規則の全部改正について」事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料1にて群馬県漁業調整規則の全部改正について説明。

(関会長)

- ・議題1について、何か質問等あるか。

(吉澤委員)

- ・旧規則第33条の移植禁止規定を削除してしまうと、コクチバス等を放流しても問題ないと思う人が出るのでは。

(事務局)

- ・放流してもよいと思う人がいるかもしれないが、移植の禁止は、「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律」(以下、特定外来生物法)で規定されており、これで処分される。また、特定外来生物法の罰則は、旧規則よりも重い。そのため、旧規則から削除する。

(戸部委員)

- ・新規則に特定外来生物法により罰則されることを記載するのはいかが。

(事務局)

- ・新規則に記載はできない。移植の禁止は、特定外来生物法により規制されていることが周知されている。

(関会長)

- ・会長が群馬県漁業調整規則の全部改正について、委員に意見を確認し諮ったところ、可決承認された。
- ・事務局は手続きをお願いする。
- ・議題2「その他」について事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料2にてその他（令和2年度漁業被害対策（カワウ））について説明。

(関会長)

- ・議題2について、何か質問等あるか。

(松元委員)

- ・カワウの被害等について、順調に減ってはいないと認識をしている。今後とも有効な施策を県全体で行っていただきたい。
- ・アオサギによる被害があるため駆除したいが、森林管理事務所からは、被害事例が少ないため駆除対象にできないと言われている。県で被害実態の調査を行い、駆除対象になるようお願いしたい。

(戸部委員)

- ・養魚場において、被害が一番多いのはアオサギによるものである。アオサギ被害への対策をお願いしたい。

(関会長)

- ・令和元年度では、森林管理事務所から許可を得てサギの駆除ができたが、今年度は、被害実績がないことを理由に駆除の許可が下りなかった。
- ・被害実績を証明するには、サギを駆除して腹を切り、魚が何匹いるかを確認しなければならない。そのことを森林管理事務所に話をして許可を求めたが駄目であった。
- ・蚕糸園芸課からも森林管理事務所と話をしていただき、サギ駆除の許可が下りるように御協力をお願いしたい。
- ・カワウ生息状況調査は定点観測だが、生息場所の移動により、定点箇所付近で生息が確認できても、定点箇所ではないため、数としてカウントできない。これはおかしいと思うので、何か方法を検討してほしい。

(関会長)

- ・その他意見等なければ委員会を終了する。

7 閉会

群馬県内水面漁場管理委員会

会長 _____ 印

委員 _____ 印

委員 _____ 印